

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童福祉法施行規則		法令番号	昭和23年011号					
手続名	児童福祉施設の変更・認可内容変更の承認		根拠条項	第37条第6項					
審査基準	<p>児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚令63号）及びその一部を改正する省令 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について（昭和47年5月17日社庶第83号） 社会福祉施設の長の資格要件について（昭和53年2月20日社庶第13号） 社会福祉施設の長の資格要件について（ " 第14号） 等の規定を満たすとき</p>								
	受付 機関	こども家庭課	処理 機関	こども家庭課	交付 機関	こども家庭課	標準処理期間	30日	目次 No.
							標準経由期間	日	